

宮城県地域公共交通計画の策定について

■ 主旨

1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化法)」による計画策定の「努力義務化」

(R2年6月改正・同年11月施行)

- 地方公共団体は、(中略)地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。(§5I)
- 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。(§6)

2 国庫補助制度との連動化

路線バスの国庫補助制度である「地域間幹線系統確保維持事業」について、R3年4月の交付要綱改正により、以下の考え方が示されている。

項目	改正後	改正前
補助対象事業者	活性化法定協議会での議論を経て計画に運送予定者として記載された者又は計画を作成した活性化法定協議会	地域協議会又は県等が協議会での議論を経て計画に運送予定者として記載された者
認定申請	地域公共交通計画への位置づけ	生活交通確保維持改善計画への位置づけ
計画策定主体	活性化法定協議会(活性化法体系)	地域協議会(道路運送法体系)
経過措置	国R6年度予算(R5.10~R6.9分)までは従前手法で可	-

上記1及び2を踏まえ、R6年10月以降も国庫補助制度を活用するためには、R5年度中に「宮城県地域公共交通活性化協議会」を組織し、R6年6月に行う予定の国庫補助申請については、国の関係要綱の改正による要件を満たすものとする必要がある。注)国R7年度予算(R6.10~R7.9分)に係る国庫補助制度はR6年6月に申請

3 計画の取扱いについて

